議題:審議会等の役割

	現行条例		改正法	
関係規定	広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条		第129条	
	個人情報保護条例第5条、第8条			
現行・改正の 比較	規定がなくなる	規定が変わる		新規
	・各意見聴取手続(各制限の例外 事由の適用に関するもの)	・審議会等への諮問		_
施行条例への規定の可否	・条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に 基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に 諮問することができる(改正法第129条)。 ・個人情報の取得、利用、提供等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする旨の 規定を条例に定めることは認められない。 ・団体内部の手続に関する規律で、個人情報の保護やデータの流通に直接影響を与えない 事項については、条例に規定できると考えられる。			

〈項目と論点〉

諮問、意見聴取、報告等

- ① 諮問すべき事項
- ② 現行の意見聴取手続に代わる関与の方法(審議票2-2、2-3にも記載あり)
- ③ 報告等の在り方

〈考え方(案)〉

- ① 諮問の根拠規定が改正法第129条となっても、引き続き、「個人情報の保護に関する重要な事項」について諮問することになると考えている(施行条例及び審査会条例にその旨規定する。)。
- ② 現行のような事前の意見聴取手続はなくなるが、本市における制度の運用状況(法の施行状況)を審査会に報告し、そこで出た意見をその後の運用に生かす仕組みを設けたい。
- ③ ②の制度の運用状況(法の施行状況)の報告では、個人情報ファイルの保有等の状況、開示請求等の処理状況、審査請求の処理状況、匿名加工情報の提供制度の運用状況、漏えい等の発生状況、新たな目的外利用・提供の状況(改正法第69条第2項の「相当の理由」又は「特別の理由」があると判断したもの)等について報告することを想定している。

まとめ(主な意見等)

③ 来年度以降は、個人情報保護委員会に質問する機会も多々あると思うが、その質問及び回答のうち、重要なものについては、審査会にも報告してほしい。